

～ お知らせ ～

【 医科外来等感染症対策実施加算・乳幼児感染予防対策加算につきまして 】

新型コロナウイルス感染症に伴い、感染対策を講じた上で診療を実施した場合に算定できる医科外来等感染症対策実施加算が令和3年4月より新設されました。

【 **医科外来等感染症対策実施加算 (5点)** 】

健康保険法の診療報酬算定に基づき初診・再診全ての患者様に算定させていただきます。

医科 【 乳幼児感染予防対策加算 (100点) 】

歯科 【 乳幼児感染予防対策加算 (55点) 】

6歳未満の患者様につきましては上記項目を算定させていただきます。

(医科と歯科にて点数が異なりますが、診療報酬に基づいて算定させて頂いています。)

当院では、安心して受診いただけるよう、以下の感染対策を講じた上で診療を行っております。

ご理解のほど、よろしくお願い致します。

- 手指アルコール消毒剤の設置
- 院内に入る際、体温チェックの実施
- 院内の定期的なアルコール消毒、換気の徹底。
- 職員及び患者様の院内でのマスクの着用徹底
- 必要に応じてフェイスシールド・ガウンの着用
- 筆記用具、体温計等直接手に触れる備品の毎度の消毒
- 待合室の新聞雑誌等の撤去

医療法人さくら会

さくらのクリニック 理事長